

平成十八年厚生労働省令第百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十七年法律第百二十三号）第三十条第一項第二号イ及び第四十三条の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十八号）の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条～第三条）
- 第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
- 第三章 機能訓練
- 第四章 基本方針（第四条）
- 第五章 重度障害者等包括支援
- 第六章 共生型障害福祉サービスに関する基準（第一百二十五条の二～第一百二十五条の四）
- 第七章 削除
- 第八章 自立訓練（機能訓練）
- 第九章 基本方針（第一百五十五条）
- 第十章 自立訓練（生活訓練）
- 第十一章 離島その他の地域における基準（第一条～第十九条）
- 第十二章 就労継続支援A型
- 第十三章 就労継続支援B型
- 第十四章 多機能型に関する特例（第一七章～第十九章）
- 第十五章 基本方針（第一百六十五条）
- 第十六章 基本方針（第二百六条の十三）
- 第十七章 基本方針（第二百六条の十）
- 第十八章 削除
- 第十九章 離島その他の地域における基準（第二百十九条～第二百二十三条）
- 第二十章 雜則（第二百二十四条）
- 附則

第六章 短期入所

- 第一節 基本方針（第一百十四条）
- 第二節 人員に関する基準（第一百十五条～第一百十六条）
- 第三節 設備に関する基準（第一百十七条）
- 第四節 運営に関する基準（第一百十八条～第一百二十五条）

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百七十二条～第一百七十三条）

- 第一節 基本方針（第一百七十四条）
- 第二節 人員に関する基準（第一百七十五条～第一百七十七条）
- 第三節 設備に関する基準（第一百七十八条～第一百七十九条）
- 第四節 運営に関する基準（第一百八十条～第一百八十三条）

第三節 設備に関する基準（第二百十条～第二百十三条）

- 第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百十三条～第二百三十三条）
- 第二款 人員に関する基準（第二百十三条～第二百三十三条）
- 第三款 設備に関する基準（第二百十三条～第二百三十三条）
- 第四款 運営に関する基準（第二百三十三条～第二百三十六条）

助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第二百三十七条～第二百三十九条）

第五節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第二百三十九条～第二百四十二条）

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百三十三条～第二百三十六条）

- 第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百三十三条～第二百三十六条）
- 第二款 人員に関する基準（第二百三十三条～第二百三十六条）
- 第三款 設備に関する基準（第二百三十三条～第二百三十六条）
- 第四款 運営に関する基準（第二百三十三条～第二百三十六条）

助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第二百三十七条～第二百三十九条）

第六節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第二百三十九条～第二百四十二条）

- 第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百三十三条～第二百三十六条）
- 第二款 人員に関する基準（第二百三十三条～第二百三十六条）
- 第三款 設備に関する基準（第二百三十三条～第二百三十六条）
- 第四款 運営に関する基準（第二百三十三条～第二百三十六条）

助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第二百三十七条～第二百三十九条）

第七節 補助的・通所支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第二百三十九条～第二百四十二条）

- 第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百三十三条～第二百三十六条）
- 第二款 人員に関する基準（第二百三十三条～第二百三十六条）
- 第三款 設備に関する基準（第二百三十三条～第二百三十六条）
- 第四款 運営に関する基準（第二百三十三条～第二百三十六条）

助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第二百三十七条～第二百三十九条）

第八節 削除

第九章 削除

第十章 削除

第十一章 削除

第十二章 削除

第十三章 削除

第十四章 削除

第十五章 削除

第十六章 削除

第十七章 削除

第十八章 削除

第十九章 削除

第二十章 削除

第二十一章 削除

第二十二章 削除

第二十三章 削除

第二十四章 削除

第二十五章 削除

第二十六章 削除

第二十七章 削除

第二十八章 削除

第二十九章 削除

第三十章 削除

第三十一章 削除

第三十二章 削除

第三十三章 削除

第三十四章 削除

第三十五章 削除

第三十六章 削除

第三十七章 削除

第三十八章 削除

第三十九章 削除

第四十章 削除

第四十一章 削除

第四十二章 削除

第四十三章 削除

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百七十二条～第一百七十五条）

- 第一節 基本方針（第二百七十三条～第二百七十六条）
- 第二節 人員に関する基準（第二百七十七条～第二百八十条）
- 第三節 機能訓練
- 第四節 基本方針（第二百八十三条～第二百八十六条）
- 第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第二百七十七条～第二百八十六条）

第五章 削除

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)
第三条 指定障害福祉サービス事業者（第三章から第六章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立つた指定期間障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定期間障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第四条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の中の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行えるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有するものでのなければならぬ。

る障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出において、当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に提供することにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

第五条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第二百三十三条の十二及び第二百三十三条の二十一において「指定居宅介護事業者」といふ。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所において「指定居宅介護事業所」といふ。ごとに、常勤の従業者であつて専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業の業務の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

第一節 基本方針
第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第一節 基本方針
第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

（従業者の員数）

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第二節 人員に関する基準

3 前項の事業の規模は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。

（管理者）

第六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。（准用）

第七条 前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第五条第一項中「こども家庭府長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第八条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第九条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行つたときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、その他の利用申込者のサービスの勤務体制、その他の利用申込者のサービス選択に資する認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の事業の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

第十一条 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。（受給資格の確認）

第十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

第十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならぬ。

第十四条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する支給決定を受けている者から利用の申込みがある場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請に係る援助の有効期間、支給量等を確かめるものとする。（介護給付費の支給の申請に係る援助）

第十五条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けない者から利用の申込みがある場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

第十六条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けない者から利用の申込みがある場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

第十七条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けない者から利用の申込みがある場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

第十八条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けない者から利用の申込みがある場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

第十九条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けない者から利用の申込みがある場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

第二十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支

3 前項の事業の規模は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。

（管理者）

第六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。（准用）

第七条 前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第五条第一項中「こども家庭府長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第八条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第九条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行つたときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、その他の利用申込者のサービスの勤務体制、その他の利用申込者のサービス選択に資する認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の事業の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。（受給資格の確認）

第十一条 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。（受給資格の確認）

第十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

第十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならぬ。

第十四条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する支給決定を受けない者から利用の申込みがある場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請に係る援助の有効期間、支給量等を確かめるものとする。（介護給付費の支給の申請に係る援助）

第十五条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けない者から利用の申込みがある場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

第十六条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けない者から利用の申込みがある場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

第十七条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けない者から利用の申込みがある場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

第十八条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けない者から利用の申込みがある場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

第十九条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けない者から利用の申込みがある場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

第二十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支

給申請について、必要な援助を行わなければならぬ。

(心身の状況等の把握)

第十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等との他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。(身分を証する書類の携行)

第十八条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。(サービスの提供の記録)

第十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十条 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対し金銭の支払を求めるのができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであつて、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適當であるものに限るものとする。前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、支給決定障害者等に対する説明を行い、その同意を得なければならぬ

い。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りでない。(利用者負担額等の受領)

第二十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受けた額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受け取ることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならぬ。(利用者負担額に係る管理)

第二十二条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定居宅介護等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項(法第三十一条の規定により読み替えられて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。(介護給付費の額に係る通知等)

第二十三条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給

付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

第二十四条 指定居宅介護事業者は、第二十一条第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護の基本取扱方針

2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対しても交付しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、第一項の居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。(同居家族に対するサービス提供の禁止)

5 サービス提供責任者は、第一項の居宅介護計画の変更について准用する。(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)に交付しなければならない。

6 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

7 指定居宅介護の具体的取扱方針

第二十五条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

1 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。

2 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利活用者の意思決定の支援に配慮すること。

3 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

4 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うこと。

5 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(居宅介護計画の作成)

第二十六条 サービス提供責任者(第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。)は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

2 指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第二十六条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指示に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

4 (運営規程)	サービス提供責任者は、業務を行うに当たつては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。
第三十一条 (運営規程)	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程（第三十五条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
一 事業の目的及び運営の方針	従業者の職種、員数及び職務の内容
二 営業日及び営業時間	三 営業日及び営業時間
三 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額	四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等の通常の事業の実施地域
四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額	五 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等の通常の事業の実施地域
五 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等の通常の事業の実施地域	六 緊急時等における対応方法
六 緊急時等における対応方法	七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には該障害の種類
七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には該障害の種類	八 虐待の防止のための措置に関する事項
八 虐待の防止のための措置に関する事項	九 その他運営に関する重要な事項
九 その他運営に関する重要な事項	（介護等の総合的な提供）
（介護等の総合的な提供）	第三十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たつては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあつてはならない。（勤務体制の確保等）
第三十三条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。	第三十四条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
第三十四条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。	3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	一 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
一 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。	三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	（苦情解決）
（苦情解決）	第三十九条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
第三十九条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指導若しくは助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。
3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指導若しくは助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。	2 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対する利用申込者のサービスの選択に資するとの認められる重要な事項を掲示しなければならない。
2 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対する利用申込者のサービスの選択に資するとの認められる重要な事項を掲示しなければならない。	3 指定居宅介護事業者は、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資するとの認められる重要な事項を掲示しなければならない。
3 指定居宅介護事業者は、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資するとの認められる重要な事項を掲示しなければならない。	4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	5 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。
5 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。	（利益供与等の禁止）

第三十五条の二 (運営規程)	指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
第三十五条の二 (運営規程)	指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
第三十五条の二 (運営規程)	指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第三十五条の二 (運営規程)	（衛生管理等）
第三十五条の二 (運営規程)	第三十六条 指定居宅介護事業者は、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資するとの認められる重要な事項を掲示しなければならない。
第三十五条の二 (運営規程)	第三十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用する者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資するとの認められる重要な事項を掲示しなければならない。
第三十五条の二 (運営規程)	第三十八条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行つてはならない。
第三十五条の二 (運営規程)	指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行つ場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
第三十五条の二 (運営規程)	指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
第三十五条の二 (運営規程)	（身体拘束等の禁止）

第三十五条の二 (運営規程)	第三十九条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
第三十五条の二 (運営規程)	第三十九条 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
第三十五条の二 (運営規程)	指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
第三十五条の二 (運営規程)	第三十九条 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対する利用申込者のサービスの選択に資するとの認められる重要な事項を掲示しなければならない。
第三十五条の二 (運営規程)	第三十九条 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。
第三十五条の二 (運営規程)	（利益供与等の禁止）

介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

一 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによつては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

二 当該居宅介護が第四十四条第三項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合

基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせることで、利用者の意向や当該利用者に係る次条第一項において準用する第二十六条の居宅介護計画の実施状況等からみ、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるとときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。(運営に関する基準)

第四十八条 第四条第一項及び第四節(第二十一

条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十二条、第三十五条の二及び第四十三条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第三十一

条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一

条第二項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第一項」と、第三十一条中「第三十五条第一項」とあるのは「第四十八

条第二項において準用する第三十五条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるの

は「第四十四条第三項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条第一項」とあるのは「第四十八

条第二項において準用する第二十六条第一項」と、第四十七条第一項第二号中「第四十四条第三項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第四十四条第三項」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項」

と読み替えるほか、重度訪問介護に係る基準該

当障害福祉サービスの事業について準用する場

合に限り、第四十四条中「こども家庭庁長官及

び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第三章 療養介護

第一節 基本方針

第四十九条 療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養介護」という。)の事業は、

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会

生活を総合的に支援するための法律施行規則

(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規

則」という。)第二条の二に規定する者に対し

て、当該者の身体その他の状況及びその置かれ

ている環境に応じて、機能訓練、療養上の管

理、看護、医学的管理の下における介護及び日

常生活上の世話を適切かつ効果的に行うもので

なければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五十条 指定療養介護の事業を行う者(以下「指定療養介護事業者」という。)が当該事業を

行う事業所(以下「指定療養介護事業所」といいう。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 医師 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

二 看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。)指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上

三 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれた数から利用者の数を二で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができる

こととする。

四 サービス管理責任者(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)指定療養介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

四 前項の利用者の数は、前年度の平均値とす

る。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

三 第一項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

四 第一項に規定する指定療養介護事業所の従業者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する使用者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならぬ

い。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

五 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

六 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

七 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第五十二条第三項において同じ。)に係る指定療養児入所施設(同法第二十四条の二第一項に規定する指定療養児入所施設をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつて、指定療養介護事業所において準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十二条」とあるのは、「第四十八条第二項において準用する第三十二

条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第四十八条第二項において準用する次

条」と、第二十三条第二項中「第二十一

条第二項」とあるのは、「第四十八条第二項において準用する次条第一項」と、第三十一条中「第三十五条第一項」とあるのは、「第四十八

条第二項において準用する第三十五条第一項」と、第二十六条第一項中「第五条第二項」とあるの

は「第四十四条第三項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条第一項」とあるのは「第四十八

条第二項において準用する第二十六条第一項」と、第四十七条第一項第二号中「第四十四条第三項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第四十四条第三項」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項」

と読み替えるほか、重度訪問介護に係る基準該

当障害福祉サービスの事業について準用する場

合に限り、第四十四条中「こども家庭庁長官及

び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

五 第二節 設備に関する基準

三 指定療養介護事業者が、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない

四 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

五 第三節 設備に関する基準

三 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定療養児入所施設の指定を受け、かつて、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合について

は、指定入所施設基準第五十三条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(契約支給量の報告等)

第五十三条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

3 前二項の規定は、受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

(サービスの提供の記録)

第五十三条の二 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

3 第五十四条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指

定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

第五十五条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する主務大臣の算定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第五十六条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対する支払を受けるものとする。

3 指定療養介護事業者は、前二項の支払を受けた額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

2 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、

3 一日用品費

2 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、

3 一日用品費

日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものである。

うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

指定療養介護事業者は、利用者が立派に営むべきな

日常生活に対する意向等を改めて確認す

るとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

サービス管理責任者は、第五項に規定する療

介護計画の原案の内容について利用者又はそ

の家族に対して説明し、文書により利用者の同

意を得なければならぬ。

サービス管理責任者は、療養介護計画を作成

した際には、当該療養介護計画を利用者及び指

定特定相談支援事業者等に交付しなければならぬ。

サービス管理責任者は、療養介護計画を作成

した際には、当該療養介護計画の実施状況の把握（利用者

及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用

者の希望する生活や課題等の把握（以下この章

において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活において「アセスメント」という。）を行うとともに、少

なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行ふものとする。

サービス管理責任者は、モニタリングに當た

つては、利用者及びその家族等との連絡を継続

的に行うこととし、特段の事情のない限り、次

に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に利用者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録するこ

と。

第十一 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第五十七条 指定療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心

身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行

うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画

一的なものとならないよう配慮しなければなら

ぬ。

（サービス管理責任者の責務）

第五十九条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものと

する。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指

定障害福祉サービス事業者等に対する照会等

により、その者の心身の状況、当該指定療養

介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができる認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

2 利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第六十条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第六十一条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならぬ。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第六十二条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立について必要な援助を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第六十三条 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立について必要な援助を行わなければならない。

四 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者

から受領する費用の種類及びその額

五 サービス利用に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

(その他のサービスの提供)

第六十三条 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者との家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

2 指定療養介護のための緊急時の対応

第六十四条 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第六十五条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正當な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第六十六条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

(運営規程)

第六十七条 指定療養介護事業所の管理者は、指定療養介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程(第七十二条第一項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

(衛生管理等)

四 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者

か、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならぬ。

5 指定療養介護事業者は、その利用者に対し、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせなければならない。

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

(勤務体制の確保等)

2 指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によつて指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

2 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。

3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項のため、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項のため、その研修の機会を確保しなければならない。

(掲示)

第六十九条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(定員の遵守)

第七十条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(非常災害対策)

2 指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

1 第五十八条第一項に規定する療養介護計画

るとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

1 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

3 当該指定療養介護事業所において、従業者に對し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

二 第五十三条の二第一項に規定するサービスの提供の記録	三 第六十五条に規定する市町村への通知に係る記録	四 次条において準用する第三十五条の二第二項に規定する身体拘束等の記録	五 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録	六 次条において準用する第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録（準用）
-----------------------------	--------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	---

第七十六条 第九条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第三十三条の二、第三十五条の二から第三十七条（第二項を除く。）まで及び第三十八条から第四十条の二までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第六十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十四条第一項」と読み替えるものとする。	第七十七条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作物的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
第四章 生活介護	第一節 基本方針

第七十八条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「指定生活介護事業所」といふ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	第七十九条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。
（従業者の員数）	（従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。
第一節 人員に関する基準	第二節 人員に関する基準
（従業者の員数）	（従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第七十九条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「指定生活介護事業所」といふ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	第八十条 第五十二条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。
（従業者の員数）	（従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。
第一節 人員に関する基準	第二節 人員に関する基準
（従業者の員数）	（従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。
（従業者の員数）	（従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第八十一条 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。	第八十二条 第五十三条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。
（設備）	（設備）

第八十二条 第五十三条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。	第八十三条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行われなければならない。
（設備）	（介護）

第八十三条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。	第八十四条 介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
（介護）	（介護）

第八十四条 介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	第八十五条 介護事業者は、前二項に定めるほどの額のほか、指定生活介護における指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けることとする。
（介護）	（介護）

又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所等が提供する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援（指定通所支援基準第四条に規定する指定児童発達支援をいう。）」）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であること。

二 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所等の他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

二 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準

第九十三条の三 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四条号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第九十五条第二項第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護をいう。」）又は指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。）又は指

定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所等の他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

三 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準

第九十三条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護をいう。」）又は指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十五条第二項第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護をいう。」）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。）又は指

定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所等の他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

三 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数並びに共生型サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。

五 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所等の他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第九十三条の五 第九条から第十七条まで、第十 (準用)

九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十一条、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第十七条、第七十九条及び前節（第九十三条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第六節

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する規定

第九十四条 生活介護に係る

一 指定通所介護事業者等であつて、地域における
サービス（第二百十九条に規定する特定基準該当
生活介護を除く。以下この節において「基準該当
生活介護」という。）の事業を行う者（以下
この節において「基準該当生活介護事業者」と
いう。）が当該事業に関して満たすべき基準は
次のとおりとする。

第九十四条の二

四 基準該当生活介護を受ける利用者に対しても
適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的
支援を受けていること。
(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる
通いサービス若しくは第百七十二条の二の規定
により基準該当自立訓練（生活訓練）とみ
なされる通いサービス又は指定通所支援基準
第五十四条の十二の規定により基準該当児童
発達支援とみなされる通いサービス若しくは
指定通所支援基準第七十七条の六において準
用する指定通所支援基準第五十四条の十二の規
定により基準該当放課後等デイサービスと
みなされる通いサービスを利用するために当
該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登
録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の
上限をいう。以下この条において同じ。」を
二十九人（サテライト型指定小規模多機能型
居宅介護事業所等（サテライト型指定介護服
務小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以
下この条、第一百二十五条の五、第一百六十三条
の二及び第一百七十二条の二において同じ。）
にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計として指定通所介護等を提供するものであること。

より生活介護を受けることが困難な障害者に対して、地域において生活介護が提供されていないこと等に、及び第百七十二条の二において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等に、(指定介護サービス基準第四十四条第一項に規定する通りサービスを提供する場合に、当該通りサービスを行った指定小規模多機能型居宅介護事業所等を除く。以下この条、第二十五条の五、第六十三条の二及び第七十七条の二において同じ。)のうち通りサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第三条の二及び第六十三条の二において同じ。)を提供する場合には、当該通りサービスを基準該当生活介護と、当該通りサービスを行った指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護サービス基準第四十四条第一項に規定する通りサービスを除く。以下この条、第二十五条の五、第六十六条の二及び第七十七条の二において同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂を除く。第百六十三条の二及び第七百七十二条の二において同じ。）は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通りサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス又は指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス

			二
		当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第一百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の六において適用する指定通所支援基準第五十五条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下の号において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人）までの範囲内とすること。	
二十九人	登録定員	利用定員	
二十六人又は二十七人		十六人	
二十八人		十七人	
十八人			

規定は、基準

第五章 削除 十六条から第百十三条まで

第一節 基本方針

第一百四十四条 短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定短期入所」といふ。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

第二節 人員に関する基準

定期短期入所の事業を行なう事業所（以下この章において「指定定期短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）その他の法第五条第八項に規定する施設（入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定定期入所事業所として併設事業所を設置する場合、当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数

一 居室 イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。 ロ 地階に設けてはならないこと。 二 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ホ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 二 食堂 イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。 ロ 必要な備品を備えること。 三 浴室 ロ 利用者の特性に応じたものであること。 五 便所 イ 居室のある階ごとに設けること。 ロ 利用者の特性に応じたものであること。

四 洗面所 イ 居室のある階ごとに設けること。 ロ 利用者の特性に応じたものであること。 五 第四節 運営に関する基準 （指定短期入所の開始及び終了） イ 居室のある階ごとに設けること。 ロ 利用者の特性に応じたものであること。
--

第六百一十九条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。 （入退所の記録の記載等）
--

第二百二十一条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。 （指定短期入所事業所の運営に関する重要事項）

第二百二十二条 指定短期入所事業者は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の提出所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。 （利用者負担額等の受領）
--

第二百二十三条 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所又は第二百十三条の十四等を除き八平方メートル以上とすること。 （利用者負担額の支払を受けるものとする）
--

第二百二十四条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 （定員の遵守）
--

期入所生活介護事業者をいう。)が当該事業に
関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第二百二十二条第一項に規定する
指定短期入所生活介護事業所をいう。)又は
指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定
介護予防居宅サービス等基準第二百二十九条第
一项に規定する指定介護予防短期入所生活
介護事業所をいう。)(以下「指定短期入所生
活介護(指定介護予防居宅サービス等基準第
一百二十八条に規定する指定介護予防短期入
所生活介護をいう。)」の居室の面積を、
指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等
基準第二十条に規定する指定短期入所生活
介護をいう。)又は指定介護予防短期入所生
活介護(指定介護予防居宅サービス等基準第
一百二十八条に規定する指定介護予防短期入
所生活介護等)といふ。)の居室の面積を、
指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等
基準第二十条に規定する指定短期入所生活
介護をいう。)又は指定介護予防短期入所生
活介護(指定介護予防居宅サービス等基準第
一百二十八条に規定する指定介護予防短期入
所生活介護等)といふ。)の利用者の数と共生型短
期入所の利用者の数の合計数で除して得た面
積が一〇・六五平方メートル以上であるこ
と。
- 二 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の
員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等
が提供する指定短期入所生活介護等の利用者
の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数
及び共生型短期入所の利用者の数の合計数で
あるとした場合における当該指定短期入所生
活介護事業所等として必要とされる数以上で
あること。
- 三 共生型短期入所の利用者に対する適切なサ
ービスを提供するため、指定短期入所事業所
の他の関係施設から必要な技術的支援を受
けていること。

第一百一十五条の四 第九条、第十二条から第十七 条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第 二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十三 条の二、第三十五条の二から第四十二条まで、 第五十一条、第六十条、第六十六条、第六十八 条から第七十条まで、第七十四条、第八十七 条、第九十条から第九十二条まで、第一百四条 及び前節(第一百二十四条及び第一百二十五条を除 く。)の規定は、共生型短期入所の事業につい て準用する。

第六節 基準該当障害福祉サービスに関 する基準

- (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に關
する特例)
- 二 指定短期入所の事業を行なう指定小規模多機
能型居宅介護事業者等の基準
- 三 指定短期入所の事業を行なう指定小規模多機
能型居宅介護事業者等が当該事
業に関して満たすべき基準は、次のとおりとす
る。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個
室(指定地域密着型サービス基準第六十七条
第二項第二号ハ若しくは第二百七十五条第二項
第二号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス
基準第四十八条第二項第二号ハに規定する
個室をいう。以下この号において同じ。)以
外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の
宿泊室の面積を宿泊サービス(指定地域密着
型サービス基準第六十三条第五項若しくは第
一百一十五条の二の規定により基準該当自立訓練
(機能訓練)とみなされる通いサービス若し
くは第二百七十二条の二の規定により基準該当
自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサー
ビス又は指定通所支援基準第五十四条の十二

百七十二条第六項又は指定地域密着型介護予
防サービス基準第四十四条第五項に規定する
宿泊サービスをいう。次号において同じ。)

- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の從
業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅
介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者
の数と宿泊サービスの利用者の数及び共生
型短期入所の利用者の数の合計数であるとし
た場合における当該指定小規模多機能型居宅
介護事業所等として必要とされる数以上であ
ること。
- 三 共生型短期入所の利用者に対する適切なサ
ービスを提供するため、指定短期入所事業所
の他の関係施設から必要な技術的支援を受
けていること。

第一百一十五条の四 第九条、第十二条から第十七 条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第 二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十三 条の二、第三十五条の二から第四十二条まで、 第五十一条、第六十条、第六十六条、第六十八 条から第七十条まで、第七十四条、第八十七 条、第九十条から第九十二条まで、第一百四条 及び前節(第一百二十四条及び第一百二十五条を除 く。)の規定は、共生型短期入所の事業につい て準用する。

第六節 基準該当障害福祉サービスに関 する基準

- (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に關
する特例)
- 二 指定短期入所の事業を行なう「基準該当
福祉サービス(以下この節において「基準該當
短期入所」という。)」の事業を行う者(以下こ
の節において「基準該当短期入所事業者」とい
う。)が当該事業に関して満たすべき基準は、
次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であ
る。(以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設
ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿
泊サービス(指定地域密着型サービス基準第六
十七条第二項第二号ハ又は第二百七十五条第二項
第二号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス
基準第四十八条第二項第二号ハに規定する
個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿
泊室の面積を宿泊サービス(指定地域密着
型サービス基準第六十三条第五項若しくは第
一百一十五条の二の規定により基準該当自立訓練
(機能訓練)とみなされる通いサービス若し
くは第二百七十二条の二の規定により基準該当
自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサー
ビス又は指定通所支援基準第五十四条の十二

の規定により基準該当児童発達支援とみなさ
れる通いサービス若しくは指定通所支援基準
第七十二条の六において準用する指定通所支
援基準第五十四条の十二の規定により基準該
当課後等デイサービスとみなされる通いサ
ービスを利用するために当該指定小規模多機
能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者
の利用定員から個室の定員数を減じて得た数
で除して得た面積が、おおむね七・四三平方
メートル以上であること。

- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の從
業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅
介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者
の数と宿泊サービスの利用者の数及び共生
型短期入所の利用者の数の合計数であるとし
た場合における当該指定小規模多機能型居宅
介護事業所等として必要とされる数以上であ
ること。
- 三 共生型短期入所の利用者に対する適切なサ
ービスを提供するため、指定短期入所事業所
の他の関係施設から必要な技術的支援を受
けていること。

第二節 人員に関する基準

- (従業者の員数)
 - 二 指定重度障害者等包括支援の事業
を行なう者(以下この章において「指定重度障
害者等包括支援事業者」という。)は、当該指
定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けて
いる指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護
事業者を除く。第一百三十条において同じ。)又
は指定障害者支援施設の基準を満たさなければ
ならない。
 - 二 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重
度障害者等包括支援の事業を行う事業所(以下
この章において「指定重度障害者等包括支援事
業者」という。)ごとに、サービス提供責任者
を一以上置かなければならない。
 - 三 前項のサービス提供責任者は、指定重度障
害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行
う者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が
定めるものでなければならない。
- 4 第二項のサービス提供責任者のうち、一人以
上は、常勤でなければならない。

第二節 人員に関する基準

- (従業者の員数)
 - 二 指定重度障害者等包括支援の事業
を行なう者(以下この章において「指定重度障
害者等包括支援事業者」という。)は、当該指
定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けて
いる指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護
事業者を除く。第一百三十条において同じ。)又
は指定障害者支援施設の基準を満たさなければ
ならない。
 - 二 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重
度障害者等包括支援の事業を行う事業所(以下
この章において「指定重度障害者等包括支援事
業者」という。)ごとに、サービス提供責任者
を一以上置かなければならない。
 - 三 前項のサービス提供責任者は、指定重度障
害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行
う者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が
定めるものでなければならない。
- 4 第二項のサービス提供責任者のうち、一人以
上は、常勤でなければならない。

四 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及
び障害児に対して適切なサービスを提供する
ため、指定短期入所事業所その他の関係施設
から必要な技術的支援を受けていること。

- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の從
業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅
介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者
の数と宿泊サービスの利用者の数及び共生
型短期入所の利用者の数の合計数であるとし
た場合における当該指定小規模多機能型居宅
介護事業所等として必要とされる数以上であ
ること。
- 三 共生型短期入所の利用者に対する適切なサ
ービスを提供するため、指定短期入所事業所
の他の関係施設から必要な技術的支援を受
けていること。

第七章 重度障害者等包括支援

- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の從
業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅
介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者
の数と宿泊サービスの利用者の数及び共生
型短期入所の利用者の数の合計数であるとし
た場合における当該指定小規模多機能型居宅
介護事業所等として必要とされる数以上であ
ること。
- 三 共生型短期入所の利用者に対する適切なサ
ービスを提供するため、指定短期入所事業所
の他の関係施設から必要な技術的支援を受
けていること。

第七章 重度障害者等包括支援

- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の從
業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅
介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者
の数と宿泊サービスの利用者の数及び共生
型短期入所の利用者の数の合計数であるとし
た場合における当該指定小規模多機能型居宅
介護事業所等として必要とされる数以上であ
ること。
- 三 共生型短期入所の利用者に対する適切なサ
ービスを提供するため、指定短期入所事業所
の他の関係施設から必要な技術的支援を受
けていること。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第一百二十九条 第八条第一項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第一百三十条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害者支授施設でなければならぬ。

(事業所の体制)

第一百三十一条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に隨時対応できる体制を有していなければならぬ。

(事業所の体制)

第一百三十二条 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、二以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならぬ。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第一百三十三条 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならぬ。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第一百三十四条 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者又はその家族に対する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第一百三十五条 指定重度障害者等包括支援事業者は、重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス等の内容等を記載した重度障害者等包括支援計画を作成しなければならない。

(運営規程)

第一百三十六条 第九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十条第四項、第三十三条(第一項及び第二項を除く。)から第四十二条まで及び第六十六条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百三十六条において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第二百三十六条において準用する第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

(準用)

第一百三十七条 第九章から第二十一条まで削除

第八章 削除

第九章 自立訓練(機能訓練)

第一節 基本方針

第一百五十五条 自立訓練(機能訓練)(規則第六号)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)に規定する基準を満たさなければならぬ。

(従業者の員数)

第一百五十六条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以

害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する基準を満たさなければならぬ。この命令に規定する基準第一項に規定する重度障害者等に、この命令に規定する基準を満たさなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数

四 指定重度障害者等から受領する費用の種類及び給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 緊急時等における対応方法

七 事業の主たる対象とする利用者

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 その他運営に関する重要な事項

下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤

ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所

換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ロ 看護職員の数は、指定自立訓練(機能訓

練)事業所ごとに、一以上とする。

ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所

ごとに、一以上とする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十八人）以下とすること。	
二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人）までの範囲内とすること。	
登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人
三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。	四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通りサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第一百七十二条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。
五 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対する適切なサービスを提供するため、指定自立訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。（準用）	五 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対する適切なサービスを提供するため、指定自立訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準	（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）	（基準該当自立訓練（機能訓練）に係る基準）	（基準該当障害福祉サービス（第百六十三条の三に規定する基準）
第一百六十三条の五 第九条から第二十条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十一条、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第八十五条の二から第九十二条まで、第一百五十五条及び前節（第一百六十二条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。	第一百六十二条の五 第九条から第二十条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第六十条まで、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第八十五条の二から第九十二条まで、第一百五十五条及び前節（第一百六十二条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。	第一百六十三条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例	第一百六十三条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例
第一百六十三条の三 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対する基準	第一百六十三条の三 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対する基準	第一百六十三条の三 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対する基準	第一百六十三条の三 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対する基準
第一百六十三条の四 指定該当自立訓練（機能訓練）の実施に係る基準	第一百六十三条の四 指定該当自立訓練（機能訓練）の実施に係る基準	第一百六十三条の四 指定該当自立訓練（機能訓練）の実施に係る基準	第一百六十三条の四 指定該当自立訓練（機能訓練）の実施に係る基準

第一節 基準該当自立訓練（機能訓練）及び第一百十九条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）の事業を行ふ者は（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
二 指定該当自立訓練（機能訓練）事業者としての基準
三 指定該当自立訓練（機能訓練）事業者としての基準
四 指定該当自立訓練（機能訓練）事業者としての基準
五 指定該当自立訓練（機能訓練）事業者としての基準

第一節 基準該当自立訓練（機能訓練）及び第一百十九条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）の事業を行ふ者は（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
二 指定該当自立訓練（機能訓練）事業者としての基準
三 指定該当自立訓練（機能訓練）事業者としての基準
四 指定該当自立訓練（機能訓練）事業者としての基準
五 指定該当自立訓練（機能訓練）事業者としての基準

害者に負担させることは適当と認められる
指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行なう場合には第一項及び第二項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光热水費

三 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受け建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの

五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの

六 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第一項から第四項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領收証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

七 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第三項及び第四項の費用に係るサービスの提供に当つては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

第一百七十条の二 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定期宿泊型自立訓練を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を算定しなければならない。

第一百七十二条（準用） 第一百七十二条の二、第三十五条の二から第六十条まで、第五十七条から第六十九条まで、第六十条から第七十一条までの規定による。

障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受け、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第一百七十三条（記録の整備） 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から五年間保存しなければならない。

二 第一百六十九条の二第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録

三 次条において準用する第八十八条第一項に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十五条の二第二項に規定する身体拘束等の記録

五 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

八条から第七十条まで、第七十四条、第八十五条の二から第九十二条まで、第一百六十条及び第一百六十二条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百七十二条において準用する第八十九条」とあるのは「第一百七十二条において準用する第八十九条」とあるのは「第一百七十二条第一項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第一百七十条第一項から第四項まで」と、第二十三条规定は、

第一百七十二条の三（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行なう指定通所介護事業者等の基準） 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行なう指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十八人）以下とする。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人までの範囲内とする。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第一百七十二条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条规定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

三 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

当該指定通所介護事業所等として必要となる当該指定通所介護事業所等として必要となる利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要となる利用者の数の合計数であるとした場合における

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行なう指定通所介護事業者等の基準）

第一百七十二条の三（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行なう指定通所介護事業者等の基準） 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十八人）以下とする。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人までの範囲内とする。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第一百七十二条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条规定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

三 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

当該指定通所介護事業所等として必要となる利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要となる利用者の数の合計数であるとした場合における

二条まで、第一百六十条、第一百六十二条、第一百五十三条及び前節（第一百六十九条及び第一百七十二条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第一百七十二条 自立訓練（生活訓練）に係る基準
該当障害福祉サービス（第二百二十九条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。）の規定により、以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」とみなされ、以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」とみなされる者（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に關して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者等であつて、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受け

ることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利

用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当する登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数との規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、第九十四条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス又は指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは指定通所支

援基準第七十七条の六において準用する指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいふ。以下の条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。

等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。
立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等について適用しない。

第一節 人員に関する基準

登録定員	利用定員
二十九人	十八人
二十六人又は二十七人	十七人
二十八人	十六人

会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

三百一十人（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（従業者の員数）

一百七十五条 指定就労移行支援の事業を行なう者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員
口 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。
ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。
二 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

三 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことによる。

二 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定

3 第一項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限り

4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員の員数による。

5 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬ。（認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）

第六节 第一百五十九条第二項から第六項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（准用）

第十一章 就労移行支援

第一節 基本方針

第一百七十三条 第一百五十九条第二項から第六項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（准用）
五百三十三条 第一百五十九条第二項から第六項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（准用）
五百三十四条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の規定は、基準該当放課後等デイサービス若しくは指定通所支援基準第五十四条の二の規定により基準該当放課

（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテ

ライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所

厚生省令第二号によるあん摩マッサージ指圧

定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けること等により自立訓練（生活訓練）を受けること等により自立訓練（生活訓練）を行う指定の事業に対する指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通りサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通りサービスを行う指定

<p>師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 職業指導員及び生活支援員</p> <p>イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。</p> <p>ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。</p> <p>ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。</p> <p>二 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ又はロに掲げる数イ 利用者の数が六十以下 一以上</p> <p>ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>前項の従業者及びその員数については、前条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>
--

<p>第三節 設備に関する基準</p> <p>（認定指定就労移行支援事業所の設備）</p> <p>第一百七十八条 次条において準用する第八十一条の規定にかかるらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る養成施設認定期の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。（準用）</p> <p>第一百七十九条 第八十二条の規定は、指定就労移行支援事業者について準用する。</p> <p>（通勤のための訓練の実施）</p> <p>第一百七十九条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができないよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。</p>

<p>第一百八十二条 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先を確保しなければならない。</p> <p>（実習の実施）</p> <p>第一百八十三条 指定就労移行支援事業者は、利用者が前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。（求職活動の支援等の実施）</p> <p>第一百八十四条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。</p> <p>（職場への定着のための支援等の実施）</p> <p>第一百八十五条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。（就職状況の報告）</p> <p>第一百八十六条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。（就職状況の報告）</p> <p>第一百八十七条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。</p>

<p>第一百八十八条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条（准用）</p> <p>第一百八十九条 第八十二条の規定は、指定就労移行支援事業者について準用する。</p> <p>（通勤のための訓練の実施）</p> <p>第一百八十九条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができないよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。</p>

就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百八十四条において準用する第五十八条第一項」と、第二十二条第二項中「第一百八十四条において準用する第八十九条」と、第二十三条第二項中「第一百八十四条において準用する第五十九条第一項」とあるのは「第一百八十四条において準用する第五十八条第一項」とある。

めに必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

<p>（従業者の員数）</p> <p>第一百八十六条 指定就労継続支援A型の事業を行なう者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」とい）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 職業指導員及び生活支援員</p> <p>イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指</p> <p>定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。</p> <p>ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。</p> <p>ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。</p> <p>二 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ又はロに掲げる数イ 利用者の数が六十以下 一以上</p> <p>ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>前項の従業者及びその員数については、前条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>
--

的室その他運営上必要な設備を設けなければならぬ。	2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。
一 訓練・作業室	イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。	二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。	四 便所 利用者の特性に応じたものであること。
五 便所 利用者の特性に応じたものであること。	六 便所 利用者の特性に応じたものであること。

第一項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たつて支障がない場合は、設けないことができる。	第二項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たつて支障がない場合は、設けないことができる。
第一項に規定する相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。	第一項に規定する相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
第一項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	第一項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
(実施主体) 指定就労継続支援A型事業者が会員会以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行なう者でなければならない。	(実施主体) 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条规定する子会社以外の者でなければならない。

第二百八十九条 指定就労継続支援A型事業者は、指定期間就効継続支援A型事業者と雇用契約を締結しなければならない。	第二百九十二条 指定就効継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようしなければならない。
(雇用契約の締結等)	(賃金及び工賃)
第二百九十条 指定就効継続支援A型事業者は、指定期間就効継続支援A型事業者と雇用契約を締結しなければならない。	第二百九十三条 指定就効継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
第二百九十二条 指定就効継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条に規定する子会社以外の者でなければならない。	第二百九十四条 指定就効継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行なう求職活動の支援に努めなければならない。

第二百九十五条 指定就効継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。	第二百九十六条 指定就効継続支援A型事業者は、利用者が就職した日以後速やかに当該指定就効定着支援を受けられるよう、第二百六条の三第一項に規定する指定就効定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。
(利用者及び従業者以外の者の雇用)	(利用者及び従業者以外の者の雇用)
第二百九十七条 指定就効継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就効継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。	第二百九十八条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第三十三条の二、第三十五条の二から十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十六条から第八十八条まで、第九十条から第九十二条まで、第五十九条及び第六十条の規定は、指定就効継続支援A型の事業について準用する。
一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数	この場合において、第九条第一項中「第三十一」とあるのは、「第二百九十六条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第二百九十七条において準用する第二百五十九条第一項」と、第二十三第三項中「第二十一條第二
二 利用定員が二十一人以上三十人以下 十又是利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいづれか多く多い数	二 利用定員が二十一人以上三十人以下 十又是利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいづれか多く多い数

とあるのは、「第二百六条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労定着支援事業所」、「第二百六条において準用する第六十五条」と、同項第三号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百六条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百六条において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百六条」と、「第九十七条第一項中「前条」とあるのは「第二百六条において準用する前条」とあるのは「第二百九十二条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第二百五十三条第一項中「第一項の工賃」と、第二百九十三条第一項中「第二百七条」とあるのは「第二百六条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとす

第十四章 就労定着支援

第一节 基本方針

第二百六条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」とい

う。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として規則第六条の十の一に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、規則第六条の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二节 人員に関する基準

（従業者の員数）

第二百六条の三 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）

が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四十で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四十で除した数以上とする。）に係る指定障害福祉サービス事

業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

一 利用者の数が六十以下 一以上

二 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

三 前二項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項に規定する就労定着支援員及び第二項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第二項に規定するサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

（准用）

第二百六条の四 第五十一条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第三节 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第二百六条の五 指定就労定着支援事業者は、事務を行なうために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四節 運営に関する基準

（サービス管理責任者の責務）

第二百六条の六 サービス管理責任者は、第二百

六条の十二において準用する第五十八条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行なうものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により行なうとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

（サービス利用中に離職する者への支援）

第二百六条の九 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行なわなければならない。

（運営規程）

第二百六条の十 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行なうこと。

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 その他運営に関する重要な事項

（記録の整備）

第二百六条の七 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所に就労したも又は障害者就業・生活支援センターでなければならぬ。

（職場への定着のための支援等の実施）

第二百六条の八 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るために、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に對して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

（准用）

第二百六条の九 指定就労定着支援事業者は、前項の支援を提供するに当たつては、一月に一回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行なうとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

（サービス利用中に離職する者への支援）

第二百六条の十 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行なわなければならない。

第五节 第二十三条第二項中「第二百六条の十二において準用する第二十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

（準用）

第二百六条の十一 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

（記録の整備）

第二百六条の十二 第二十三条から第二十三條まで、第二十九条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十六条の規定

は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十二条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条の十二」と、第三十二条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条の十二において準用する次条第一項」と、第二十三条规定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

（准用）

五十八條中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第十五章 自立生活援助

第一節 基本方針

第二百六条の十三 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第二百六条の十四 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、一以上

二 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ又はロに掲げる数イ サービス管理責任者が常勤である場合次の（1）又は（2）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に掲げる数

- （1）利用者の数が六十以下 一以上
（2）利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて六十又はその端数ロ イ以外の場合次の（1）又は（2）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に掲げる数を増すごとに一を加えて得た数以上
利用者の数が三十以下 一以上
利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一とする。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下この条例において「指定地域相談支援基準」という。））において「指定地域相談支援基準」という。

4 第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定地域相談支援の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第二項に規定する指定地域定着支援専門員をいう。）を第一項第二号の規定により置くべき

サービス管理責任者とみなすことができる。当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第二項に規定する相談支援専門員をいう。）の事業を同一の事業同じ。）を第一項第二号の規定により置くべき

サービス管理責任者とみなすことができる。当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第二項に規定する指定地域定着支援専門員をいう。）を第一項第二号の規定により置くべき

指定自立生活援助事業者が、前項の状況把握の指定期定を受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一定の連絡体制を確保しながら、新規に指定を受ける場合は、推定

相談支援基準第四十条において準用する指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

5 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

6 第一項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。

（準用）
第二百六条の十五 第五十一条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

（準用） 第二百六条の十六 第五十一条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

（準用） 第二百六条の十七 削除

（定期的な訪問等による支援）

定期的に利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の身体及び精神の状況並びに支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下この条例において「指定地域相談支援基準」という。））に該当する利用者の数を四で除した数ハ 区分命令第一条第六号に規定する区分五

二 生活支援員 指定共同生活援助事業所（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（従業者の員数）
第二百八条 人員に関する基準

第二百八条 指定共同生活援助の事業を行なう者

（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（従業者の員数）
第二百八条 指定共同生活援助の事業を行なう者

第二節 基本方針

2 前項第一号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。	3 第一項に規定する指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
（管理者）	（管理者）
第二百九条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定期間内に共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の業務に従事させることができるものとする。	（設備）
2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。	2 指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の業務に従事させることができるものとする。

（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長。第二百十条の七、第二百十三条の六及び第二百十三条の十において同じ。）	5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、都道府県知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかるわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。
（共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下とすることができる。）	6 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設ければならない。
（共同生活住居の入居定員は、二人以上十人以下とする。）	7 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。
（共同生活住居の入居定員は、一人とする。）	8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
（共同生活住居の入居定員は、二人とする。）	二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とする。
（共同生活住居の入居定員は、三人とする。）	九 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。
（共同生活住居の入居定員は、四人とする。）	一 入居定員を一人とすること。
（共同生活住居の入居定員は、五人とする。）	二 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
（共同生活住居の入居定員は、六人とする。）	三 居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

（入退居）	（入退居）
第二百十条の二 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。	第一項に規定する指定共同生活援助事業所の運営に関する基準
（入退居）	（入退居）
第二百十条の二 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。	（入退居）
（入退居）	（入退居）

（入退居）	（入退居）
第二百十条の二 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。	（入退居）
（入退居）	（入退居）
第二百十条の二 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。	（入退居）
（入退居）	（入退居）

により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する二、利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるとの認識の確認を行うこと。

三、利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

四、他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。(地域との連携等)

第二百十条の七 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第二百十三条の十において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該評価の実施状況の公表による評価及び当該評価の実施状況の公表を行うこと。

又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。(介護及び家事等)

第二百十一条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。(社会生活上の便宜の供与等)

第二百十二条の二 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。(運営規程)

第二百十二条の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

1 事業の目的及び運営の方針

2 従業者の職種、員数及び職務の内容

3 入居定員

4 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

5 入居に当たっての留意事項

6 緊急時等における対応方法

7 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

五 入居に当たっての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第二百十二条の四 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行なうものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。(支援体制の確保)

第二百十三条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十五条、第八十八条、第九十条、第九十二条及び第一百七十条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百十二条の三」と、第二十条第二項中「(準用)

2 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新規感染症又は同条第九項に規定する新感染症(第二種協定指定医療機関)との間で、新規感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力医療機関を定めておくよう努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第二百四十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新規感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新規感染症(第二種協定指定医療機関)との間で、新規感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

7 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新規感染症(第二種協定指定医療機関)との間で、新規感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

8 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新規感染症(第二種協定指定医療機関)との間で、新規感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

9 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新規感染症(第二種協定指定医療機関)との間で、新規感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

10 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新規感染症(第二種協定指定医療機関)との間で、新規感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

11 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新規感染症(第二種協定指定医療機関)との間で、新規感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

12 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新規感染症(第二種協定指定医療機関)との間で、新規感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

13 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新規感染症(第二種協定指定医療機関)との間で、新規感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

14 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新規感染症(第二種協定指定医療機関)との間で、新規感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

15 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新規感染症(第二種協定指定医療機関)との間で、新規感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

16 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新規感染症(第二種協定指定医療機関)との間で、新規感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

17 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新規感染症(第二種協定指定医療機関)との間で、新規感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

18 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新規感染症(第二種協定指定医療機関)との間で、新規感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

19 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新規感染症(第二種協定指定医療機関)との間で、新規感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

関及び同条第一項の協力歯科医療機関」と、第二百七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは、「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは、「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第五節 日中サービス支援型指定共同生活援助の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨) 第二百三十三条の二 第一節から前節までの規定にかかるらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護をする者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。）の事業を行なう者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

第二百三十三条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行なうものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第二百三十三条の四 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下

「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、百七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは、「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第二百三十三条の五 第二百九条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第三款 設備に関する基準

第二百三十三条の六 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と一定程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようしなければならない。

第二百三十三条の七 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第二百四十四条に規定する指定短期入所（第二百五十五条第一項に規定する併設事業所又は同条第三項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

第二百三十三条の八 介護は、原則として利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならぬ。

第二百三十三条の九 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行わなければならない。

第二百三十三条の十 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

第二百三十三条の十一 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時一人以上の従業者を従事させなければならない。

第二百三十三条の十二 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対し、当該利用者の負担にて提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせではない。

第二百三十三条の十三 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対し、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は同条第三項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

第二百三十三条の十四 介護及び家事等（介護及び家事等）

第二百三十三条の十五 生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに該当する利用者の数を六で除した数

第二百三十三条の十六 生活援助の従業者の数を四で除した数

第二百三十三条の十七 生活援助の従業者の数を九で除した数

第二百三十三条の十八 生活援助の従業者の数を九で除した数

第二百三十三条の十九 生活援助の従業者は、利用者の数を九で除した数

第二百三十三条の二十 生活援助の従業者の数を九で除した数

第二百三十三条の二十一 生活援助の従業者の数を九で除した数

第二百三十三条の二十二 生活援助の従業者の数を九で除した数

第二百三十三条の二十三 生活援助の従業者の数を九で除した数

第二百三十三条の二十四 生活援助の従業者の数を九で除した数

第二百三十三条の二十五 生活援助の従業者の数を九で除した数

第二百三十三条の二十六 生活援助の従業者の数を九で除した数

第二百三十三条の二十七 生活援助の従業者の数を九で除した数

第二百三十三条の二十八 生活援助の従業者の数を九で除した数

5

第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

りでない。

第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

る。

一一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

る。

(地域との連携等)

第二百十三条の十 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自發的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に當たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ければなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第二項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

7 (準用)

第二百十三条の十一 第九条、第十二条

第一条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三

十五条の二から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十五条、第八十八条、第九十条、第九十二条、第一百七十条の二、第二百十条の二から第二百十条の六まで及び第二百十一条の三から第二百十二条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する第二百十一条の三」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一十八条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十五条第一項」と、第二十三第二項中「第二十二条第一項」と、同項第一号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する第五十三条の二第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百十三条の十一」と、第九十二条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する第二百十二条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）と読み替えるものとする。」とあるのは「支給決

定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百十三条の二十二において読み替えて準用する第五十八条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第二百十三条の十四第一項において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百十三条の十一において読み替えて準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十五条第一項」と、第二十三第二項中「第二十二条第一項」と、同項第一号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百十三条の十一において読み替えて準用する第五十三条の二第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百十三条の十一」と、第九十二条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する第二百十二条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）と読み替えるものとする。」とあるのは「支給決

定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数イ利用者の数が三十以下一以上ロ利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増す。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の基本サービス」という。）及び該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス」といいう。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」といいう。）をいう。以下同じ。）の事業を行つものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第二百十三条の十三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行つうものでなければならぬ。

(准用)

第二百十三条の十四 第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二百十三条の十四 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行つう者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）は、前項の協議会等から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

(この節の趣旨)

第六節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

一 サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数イ利用者の数が三十以下一以上ロ利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増す。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の基本サービス」という。）及び該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス」といいう。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」といいう。）をいう。以下同じ。）の事業を行つものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(准用)

第二百十三条の十五 第二百九条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第三款 設備に関する基準

第二百十三条の十六 第二百十条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

(内容及び手続の説明及び同意)

第四款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第五款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第六款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第七款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第八款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第九款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第十款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第十一款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第十二款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第十三款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第十四款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第十五款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第十六款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第十七款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第十八款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第十九款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第二十款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第二十一款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第二十二款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第二十三款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第二十四款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第二十五款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第二十六款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

	面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。
	(受託居宅介護サービスの提供)
第二百三十三条の十八 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。	
2 受託居宅介護サービスの提供	2 受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護とする。	3 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならぬ。
4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たつては、あらかじめ、指	4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たつては、あらかじめ、指

	書により報告させなければならない。
	書により報告させなければならない。
第二百三十三条の十九 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。	第二百三十三条の十九 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。
一 事業の目的及び運営の方針	一 事業の目的及び運営の方針
二 従業者の職種、員数及び職務の内容	二 従業者の職種、員数及び職務の内容
三 入居定員	三 入居定員
四 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額	四 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
五 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地	五 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地

	定居宅介護事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
	（受託居宅介護サービスの提供）
第二百三十三条の十八 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。	（受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする）
2 受託居宅介護サービスの提供	2 受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護とする。	3 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならぬ。
4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たつては、あらかじめ、指	4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たつては、あらかじめ、指

	定居宅介護事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
	（受託居宅介護サービスの提供）
第二百三十三条の十八 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。	（受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする）
2 受託居宅介護サービスの提供	2 受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護とする。	3 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならぬ。
4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たつては、あらかじめ、指	4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たつては、あらかじめ、指

	（受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする）
--	--

(指定児童デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数等に関する経過措置)

第五条 施行日において現に存する指定児童デイサービス事業所（以下「旧指定児童デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数については、第九十七条の規定にかかるらず、当分の間、この省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十八号。以下「旧指定基準」という。）第五十六条に定める基準によることができる。

2 旧指定児童デイサービス事業所については、

当分の間、第一百条の規定は適用しない。

3 旧指定児童デイサービス事業所については、

第一百七条において準用する第五十八条、第五十九条及び第六十六条の規定にかかるらず、当分の間、旧指定基準第六十二条及び第六十三条に定める基準によることができる。

（従業員及びその員数等に関する経過措置）

第六条 施行日において現に存する基準該当児童デイサービス事業所（以下「旧基準該当児童デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数については、第一百八条の規定にかかるらず、当分の間、旧指定基準第七十条に定める基準によることができる。

2 旧基準該当児童デイサービス事業所について

は、当分の間、第一百十条の規定は適用しない。

3 旧基準該当児童デイサービス事業所については、第一百十一条において準用する第五十八条、第五十九条及び第六十六条の規定にかかるらず、当分の間、旧指定基準第七十三条において準用する第六十二条及び第六十三条に定める基準によることができる。

（地域移行支援型ホームの特例）

次の方のいずれにも該当するものとし

て都道府県知事が認めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間、第二百十条第一項（第二百十三条の十六において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業」）を行なうことができる。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活等）

当該都道府県又は当該共同生活住居の所在

地を含む区域（法第八十九条第二項第二号の

規定により都道府県が定める区域をいう。以下この号において同じ。）における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」といいう。）の量が事業を開始する時点において事業を行うものであること。

法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県又は当該区域の指定共同生活援助等の必要な量に満たない都道府県又は区域内において事業を行なうものであること。

二 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行なう事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について第二百十条第二項から第九項まで（第二百十三条の十六において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、第二百十条第二項中「四人以上」とあるのは、「四人以上三十人以下」とする。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等）

第七条の二 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。）が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならぬ。

（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間）

第八条 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として、一年を超えて、指定共同生活援助等を提供してはならない。（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針）

（地域移行支援型ホーム事業者）は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「指定共同生活援助事業者等」といい、施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業等を行う者に限る。）は、第二百十条第一項（第二百十三条の十六において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業等を行なうことができる。

（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の管理）

（施行日において現に指定共同生活援助の事業を行なっている事業所に係る設備に関する特例）

第六十六条に掲げる業務のほか、第二百十条の六各号に掲げる業務を行うものとする。

第十五条から第十七条まで 削除

（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の管理）

（施行日において現に存する指定共同生活援助事業所に係る設備に関する特例）

第六十六条に掲げる業務のほか、第二百十条の六各号に掲げる業務を行なうものとする。

第十六条 指定共同生活援助事業者等は、施行日において現に存する指定共同生活援助の事業等を行なう場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第二百十三条の十六において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、旧指定基準第二百九条第二項及び第三項に定める基準によることができる。

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

第三条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成二十六年厚生労働省令第五号）第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定す

る区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、令和九年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第二百十一条第三項及び第二百十三条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、令和九年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること
二 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること
三 前二項の場合において、第二百八条第一項第二号口から二まで及び第二百十三条の四第一項第二号口から二までの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第十八条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける者にあっては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数）」とする。
(施行日における現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例) 練施設等に係る設備、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築されたものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業等について、第二百十条（第二百十三条の十六において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、当分の間、第二百十条第七項中「二人以上十人以下」とあるのは、「二人以上

三十人以下」とし、同条第七項第一号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（令附則第八条の二に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。

2 第二百十一条第三項及び第二百十三条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、令和九年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

三十人以下」とし、同条第七項第一号の規定は、旧精神障害者福祉者生活訓練施設、法附則第四十八条の規定によりなお從前の例により運営をすることとされた旧精神保健福祉施設（以下「精神障害者授産施設」といふ。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第八十九号。以下「整備省令」という。）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十九号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第二十三条第一号に掲げる精神障害者通所授産施設及び同条第二号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお從前の例により運営をすることができることとされた旧精神障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧精神障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者更生施設」という。）（整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）のうち旧精神障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築された等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定就労継続支援A型を行う場合については、第二百九十六条の基準を満たすための計画を提出したときは、当分の間、同条の規定は適用しない。

（施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例） 練施設等に係る設備、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築された等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定就労継続支援A型を行なう場合には、当分の間、同条の規定は適用しない。

2 第二十二条 法附則第四十一条第一項の規定によりなお從前の例により運営をすることができることとされた旧精神障害者授産施設（以下「旧精神障害者授産施設」といふ。）（旧精神障害者更生施設等指定基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号）第五十五条第一項並びに旧精神障害者更生施設等指定基準第六条第一項及び第四十七条の十第一項に規定する分場をいい、これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築された等建物の構造を変更したもの）において、指定就労継続支援A型（以下「指定就労継続支援B型」といふ。）の事業所、指定就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援A型」といふ。）の事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、第七十九条第二項（第五十五条、第六十七条、第七十七条、第八十七条の十第一項の指定を受けているもの）の規定は、適用しない。

この場合において、当該從たる事業所に置かれた従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、専ら当該從たる事業所の職務に従事するものでなければならない。

五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）及び新指定入所施設基準第四十一条第三項（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

附 則（令和三年三月二三日厚生労働省令第五五号）

この省令は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第一条中指定障害福祉サービス等基準第二百一十三条第一項の改正規定、第四条中指定障害者支援施設基準附則第七条第三項、第八条第二項から第六項まで及び第十三条の二から第十四条までの改正規定、第八条中障害者支援施設等基準附則第五条の一、第七条第三項、第八条第二項から第五項まで、第十三条の二及び第十四条の改正規定、第九条中児童福祉法施行規則第十八条の四の改正規定、第十条中設備運営基準第六十三条第四項の改正規定、第十一条中指定通所支援基準第五条第五項、第六条第七項、第六十六条第五項及び第八十条第一項の改正規定並びに第十七条は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日厚生労働省令第四八号）

（施行期日）
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年一月二十五日内閣府・厚生労働省令第三号）

（施行期日）
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

第一条 この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条、第五条及び第七条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第二百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。（経過措置）

第二条 この命令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新指定障害福祉サービス基準」という。）第二百十条の七（新指定障害福祉サービス

基準第二百一十三条の二十二において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第二百一十三条の十の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準第二百十条の七第二項及び第三項並びに第二百一十三条の十第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは、「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準第二百十条の七第四項及び第一百一十三条の十第四項中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。